

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 316 回

あつという間に平成 29 年も終わります。ほんとうに時が過ぎるのは早いものですね。

選挙後、株価も日経平均が 22,500 円を超えました。25 年ぶりの様ですね。普通は、このあたりで外国人が株を売り、日本の皆さんがドツポにはまることを警戒しなければなりません。日銀など国策の方でも金利を上げる・金融緩和を終了させる等の予兆は今のところありませんから、まだしばらくは急激な株価下落はないような気がします。

それよりも、ここしばらく特に注意しなければならぬのが、北朝鮮がらみの戦争です。特に 11 月中頃、12 月中頃、1 月中頃は要注意のようです。我々ではどうしようもありませんが経済的な備えをすることは必要かもしれません。

もう一つ、金融庁の組織再編があり「検査局」が廃止となり、「総合政策局」へ変わります。これは、「金融庁の処分庁から育成庁への転身である。」とされています。目的は、金融機関の退路を断つことにあるようです。

即ち、金融機関による中小企業融資の検査はしない。ただし、本業以外の業務に問題があるときは、監督様態によって直ちに規制する。簡潔に言ってしまうと、本業を伸ばせない金融機関には淘汰が待っている。というものです。

そこにいち早く気がついた金融機関は、「事業性を評価した融資」の比率を伸ばしていくはずです。逆に、我々中小企業も金融機関の方針に従った対応をする（事業計画をしっかり行う、毎月報告をする等々）必要性が生じます。

最後に、中小企業として生き抜くための経営戦略を一言。

代表的な取り組みが、社長自ら先頭に立って全国の店舗に顔を出す。お客の呼び込みを行うなど、先頭に立って汗を流す。そして前進的な経営を行うことが、現政府の期待に応える事となり、補助金政策・税制にマッチングしていくものと考えます。**皆様、頑張ってください！**

前田の《今人生を語る》第 221 回

めざめよ日本人 (143)

国難の一つが少子化です。

昨年生まれた子供の数は、97 万 7000 人弱と戦後最低で、この 40 年間で半減しました。また、一人の女性が生涯に産む子供平均数の指標である「合計特殊出生率」は、1.44 です。この数字は多少回復してきてはいますが、この水準が維持できても、次の世代は子供を産む女性の数自体が減っているので、さらに出生数が減り、これが何度か重なることで人口があつという間に激減するという循環の形ですね。

国立社会保障・人口問題研究所が今年 4 月に発表した「日本の将来推計人口」によると、2053 年で 1 億人を割り、その 12 年後の 2065 年には 8808 万人になるという試算があります。

減り始めると一気に急落することがわかりますね。さあ、どうすればいいか・・・？

平成 29 年分以後の所得税の確定申告からセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が開始され、従来の医療費控除との選択適用となります。また、申告時の添付書類についても改正が行われていますので、今回はその概要と改正内容をお伝えさせていただきます。

1. 医療費控除及びセルフメディケーション税制の概要

区分	医療費控除	セルフメディケーション税制
対象者	自己、自己と生計を一にする配偶者その他の親族	自己、自己と生計を一にする配偶者その他の親族。ただし、特定健康診査、予防接種、定期健康診査、健康診査又はがん検診を受けている場合に限る。
適用時期	各年	H29/1/1～H33/12/31 の各年
控除対象	医師・歯科医師による診察・治療費、治療・療養に必要な医薬品の購入金額等	スイッチ OTC 医薬品の購入金額
控除金額の計算	控除対象医療費の合計額－①－② ①保険料などで補てんされる金額 ②10 万円（総所得金額等(A)が 200 万円未満の場合は A×5%）	スイッチ OTC 医薬品の合計額－①－② ①保険金などで補てんされる金額 ②12,000 円
控除限度額	最高 200 万円	最高 88,000 円
必要書類	従来は医療費の領収書の添付又は提示 改正後は医療費控除の明細書の添付	従来は医薬品購入費の領収書の添付又は提示 改正後は医薬品購入費の明細書の添付 上記の特定健康診査等を行ったことを証する書類の添付または提示
留意点	いずれか一方のみの選択適用	

2. 医療費控除等の添付書類の見直し

上記の通り平成 29 年分以後の所得税の確定申告から医療費控除の適用を受ける場合には領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。ただし、医療保険者から交付を受けた医療費通知書（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などを添付すると、明細の記入を省略できます。

この改正に伴って注意が必要な点としては下記の様な内容が考えられます。

- ・領収書の提出は必要無くなりましたが、医療費控除の明細書を作成した場合のその医療費の領収書については 5 年間の保存が必要となります。ただし、医療費通知書を添付した場合の「その医療費通知書に係る医療費の領収書」については保存も不要となります。
- ・経過措置として、平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。
- ・医療費通知に反映されないもの（保険診療外の医療費や市販薬の購入費用等）については明細の記入が必要となります。
- ・医療保険者から発行される医療費通知書について、医療保険者によっては一部の医療費の反映が確定申告までに間に合わない場合や改正後の医療費通知書に該当しない可能性があります。その場合の該当医療費については領収書に基づいて作成した明細書の作成が必要となります。

